

◇ 所定疾患施設療養費 ◇

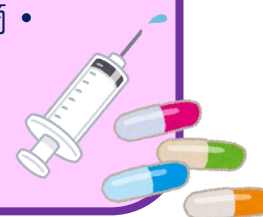
当施設では、所定疾患施設療養費を適切に算定し、利用者様に安心して利用いただけるよう前年度の治療実績状況を報告いたします。

◆所定疾患施設療養費について

- 対象となる疾患
肺炎、尿路感染症、带状疱疹、蜂窩織炎、慢性心不全の増悪
- 上記疾患により治療を必要とする状態となった入所者に対し、治療管理として投薬、検査、注射、処置等が行われた場合に、月1回に限り連続する10日を限度として算定する。
- 診断名、診断を行った日、実施した投薬、検査、注射、処置の内容等を診療録に記載しておくこと。
- 肺炎および尿路感染症については、検査を実施した場合のみ算定する。
- 慢性心不全の増悪については、注射または酸素投与等の処置を実施した場合のみ算定できるものとし、常用する内服薬の調整するのみの場合では算定できないこと。
- 当該加算の算定開始後は、治療の実施状況について公表することとする。公表に当たっては、介護サービス情報の公表制度等を活用する等により、前年度の当該加算の算定状況を報告すること。

◆主な治療内容

- 肺炎：胸部レントゲン、CT、血液検査など診察結果をもとに、抗生剤の点滴・内服、喀痰吸引、水分補給など適宜必要な治療を行います。
- 尿路感染症：尿検査、血液検査など診察結果をもとに、抗生剤の点滴・内服、水分補給など適宜必要な治療を行います。
- 带状疱疹：診察結果をもとに、抗ウィルス剤の点滴・内服など適宜必要な治療を行います。
- 蜂窩織炎：診察結果をもとに、抗生剤の点滴・内服など適宜必要な治療を行います。
- 慢性心不全の増悪：胸部レントゲン、血液検査など診察結果をもとに、利尿剤の点滴・内服、酸素投与など適宜必要な治療を行います。



*** 令和6年度 宇部幸楽苑における所定疾患施設療養費 算定人数及び日数 ***

疾患名		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
肺炎	人数	3	3	7	8	32	0	2	3	2	7	4	0
	日数	22	14	44	49	143	0	12	17	13	16	15	0
尿路感染症	人数	0	0	0	1	2	1	1	3	1	3	6	4
	日数	0	0	0	9	13	7	9	24	10	28	31	24
带状疱疹	人数	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	日数	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
蜂窩織炎	人数	1	1	0	1	0	1	0	0	1	0	0	0
	日数	8	6	0	10	0	10	0	0	7	0	0	0
慢性心不全の増悪	人数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1
	日数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	10